

だい き かながわ けんしやうがいはせさくしんぎかい こんご よてい
第7期神奈川県障害者施策審議会 今後の予定について
 だい き れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち
 (第7期：令和6年6月1日～令和8年5月31日)

1 だい かい れいわ ねん がつ にち よてい
第41回(令和6年9月3日)の予定

(1) かながわ 障がい者計画(以下「県障がい者計画」)の総括

- 内閣府の「障害者のための施策に関する基本的な計画」(障害者基本計画)を基本として策定する障害者施策の基本的な事項や理念を定めた計画。
- 根拠法律は、障害者基本法。
- 計画期間は、平成31年度～令和5年度(5年間)。

(2) 第6期神奈川県障がい福祉計画(以下「県障がい福祉計画」)の総括

- 厚生労働省の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(基本指針)に即して策定する障害福祉サービスに関する実施計画。
- 根拠法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法。
- 計画期間は、令和3年度～令和5年度(3年間)。

(3) 神奈川県当事者目線の障がい福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画(以下「基本計画」)の指標の検討及び評価

- 令和5年4月に施行した「神奈川県当事者目線の障がい福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」)第8条に基づき、令和6年3月に策定。
- 条例の理念を具現化するため、当事者目線の障がい福祉を推進するために必要な具体的な施策を盛り込むとともに、「県障がい者計画」及び「県障がい福祉計画」を包含し、県の障がい福祉に関する様々な施策を網羅した新たな計画。
- 計画期間は、令和6年度から令和11年度(6年間)。ただし、3年ごとに改定される厚生労働省の基本指針の内容等を反映させるため、計画期間の中間である令和8年度に、数値目標を中心に見直しを実施する。
- 基本計画の達成度を象徴的に表す数値である「指標」について、現在の「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合」に加えて、「障害当事者の目線に立った新たな指標を設定する。
- また、今後この基本計画をどのように評価するかについて検討し、令和7年度以降はその取組状況の評価を行う。

2 今後の予定

○第42回（令和6年11月頃）

- ・ 県障がい者計画の総括②
- ・ 基本計画の指標及び評価方法について

○第43回（令和7年2月頃）

- ・ 基本計画の指標及び評価方法について

○第44回～第46回（開催時期未定）

- ・ 基本計画の評価について

(参考) 障害当事者部会 開催スケジュール（予定）

- (1) 第2回（令和6年7月30日）
- (2) 第3回（令和6年10月頃）
- (3) 第4回（令和7年1月頃）
- (4) 第5回～第7回（開催時期未定）